

お客さま 各位

## 「米国 OFAC 規制」への対応について

当金庫は、お客さまの外国為替取引等が、米国の法規制遵守の観点から「米国財務省外国資産管理室（OFAC）による規制（以下、米国 OFAC 規制）に係るお取引に該当しないこと」を確認させていただいております。外国為替取引等が当該規制対象取引に該当しない旨をご確認のうえ、お手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

\* 米国財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は、米国 OFAC 規制と呼ばれています。

### 【米国 OFAC 規制による禁止取引】

- ◆ 以下の1、2のいずれかに該当する、米ドル建て取引
  1. お取引の関係当事者（注1）の所在地・関係国・関係地にイラン、キューバ、北朝鮮、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)が含まれているお取引（ベネズエラの政府や政府関係者等が含まれている取引についても規制対象となる。）

（注1）お取引の関係当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、お取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚／積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者（運営会社）、保証の受益者等を指します。

また関係地とは、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します。
  2. 米国政府により特定されているテロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題がある法人・個人等として特定されている者が、お取引に関与している。
- ◆ 米ドル建て以外であっても、上記1. または2. に該当し、かつ以下に該当するお取引  
米国人(米国外の支店・子会社等の法人を含む) 米国内の法人・金融機関・団体等(非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む)が、お取引に関与している。
- ◆ その他、米国 OFAC が二次的制裁（注2）の規制対象として指定する取引等。

（注2）米国人等との接点がない場合でも OFAC の制裁対象者等と直接または間接的に取引を行った場合、米国市場へのアクセス禁止や制裁対象者に指定される可能性があります。

\* OFAC ホームページをご覧ください。

(<https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx>)



想いに寄り添い、未来へつなぐ

興産信用金庫

K O S A N